

社会保険 みやぎ

SHAKAIHOKEN
MIYAGI No.771



Contents

日本年金機構からのお知らせ	2・3
協会けんぽからのお知らせ	4・5・6
M美さんの社会保険物語	7
令和元年度『年金シニアライフセミナー』の開催	8
第15回『社会保険ハゼ釣り大会』の開催	9
秋のハイキング	10
施設優待事業のお知らせ	10
社会保険協会費納入の御礼	11
「会員事業所変更届」提出のお願い	11
インフォメーションパーク	12



写真提供:公益財団法人瑞鳳殿



私たちの街の
神社やお寺

3

瑞鳳殿

ずいほうでん／仙台市

- 創 建:寛永14年(1637)
- 御本尊:政宗公御木像
- 建 立:伊達忠宗

杉木立に覆われた境内に、伊達政宗公自らの遺言により建てられ、政宗公が今も眠る廟所・瑞鳳殿があります。桃山文化の遺風を伝える絢爛たる廟建築として1931年に国宝に指定されましたが、1945年の戦災で焼失。1979年に再建され、現在は創建当時の姿をみることができます。

日本年金機構 からのお知らせ

日本年金機構は、厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」と位置付け、国民の皆さまに年金制度に対する理解を深めていただくため、公的年金制度の普及や啓発活動を展開し、全国各地で年金出張相談などを開催します。

この取組の一環として、広く皆さまから公的年金をテーマにしたエッセイを募集します。公的年金の大切さや意義を、皆さまと一緒に考えていきたいと思しますので、ふるってご応募ください。

なお、本エッセイ募集は、厚生労働省、文部科学省、全国高等学校長協会及び全国都道府県教育委員会連合会の後援を得ております。



募集要項

応募締切

令和元年9月13日（金）（消印有効）

応募作品

公的年金制度をテーマにしたエッセイ。
公的年金の大切さ、応募者ご自身や身近な方と公的年金とのかわり、公的年金についてのあなたの考えなど、なんでも結構です。
日本語で1,000～2,000文字以内。
氏名、ふりがな、年齢、性別、住所、電話番号、職業または所属（会社名、学校名等）を明記してください。
内容は応募者本人が創作したもので、未発表のものに限ります。
応募作品は返却しません。

発表

受賞作品は日本年金機構ホームページに全文を掲載する（11月下旬予定）他、日本年金機構が発行する刊行物への掲載等を行います。
受賞作品の著作権は日本年金機構に帰属します。
受賞者の氏名、年代、性別、住所地の都道府県を公表します。
詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

わたしと年金エッセイ

賞

厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、優秀賞、入選賞状の授与並びに記念品を贈呈します。

応募資格

中学生以上の方

提出先

日本年金機構 相談・サービス推進部
サービス推進グループ わたしと年金 担当
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

お問い合わせ先

日本年金機構 相談・サービス推進部
サービス推進グループ わたしと年金 担当
電話番号：03-5344-1100（代表）

主催

日本年金機構

後援

厚生労働省
文部科学省
全国高等学校長協会
全国都道府県教育委員会連合会

「第1回 宮城県年金ポスターコンクール」を実施します！

年金をテーマとしたポスターを作成する中で、公的年金を身近に感じていただき、制度への参加意識を醸成することを目的として、宮城県内の中学生を対象に年金ポスターコンクールを実施します。

すでに、県内の中学校にはポスターコンクールの案内文書やチラシを送付しており、多くの中学生からの応募をお待ちしております。

詳しい実施要項は以下のとおりです。

主催

日本年金機構 宮城県内年金事務所

後援

厚生労働省東北厚生局 宮城県教育委員会 仙台市教育委員会
NHK仙台放送局 KHB 東日本放送 河北新報社

応募資格

宮城県内の中学生

応募上の注意

- 作品は未発表のものに限る
- ポスターのテーマは年金に関するものとし、「国民年金」、「みんなが支える年金」等、「年金」の文字を必ず入れること（「みんなが支える年金」等）、また、「年金」が世代を超えて、より身近で親しみやすい制度であることを表現するなど、応募目的に合致している作品であること
- 規格はB3サイズ（51.5×36.4cm）または画用紙四つ切りサイズ（54.0×38.1cm）
- 作品の裏面に、学校名、学年、氏名（フリガナ）を記入すること
- 応募作品については返却しない
- 入賞作品については、日本年金機構広報紙等への掲載を行う場合がある。また、作品集を作成し、配付する
- 作品提出方法は学校毎とし、担当者の氏名、連絡先を記入したものをあわせて提出すること

応募締切

令和元年9月20日（金）

送付先

日本年金機構 仙台東年金事務所 地域調整課
（〒983-8558 仙台市宮城野区宮城野3-4-1）

賞

最優秀賞	1点（賞状）
優秀賞	3点（賞状）
特別賞 東北厚生局長賞	1点（賞状）
入選	5点（賞状）

審査

宮城県内年金事務所
宮城県年金ポスターコンクール選考委員会

発表

令和元年11月

表彰

「ねんきん月間」（令和元年11月）期間中に受賞の中学校へ出向いて授与する



協会けんぽ からのお知らせ

8月下旬に
送付します！

令和元年度 第1回

ジェネリック医薬品軽減額通知を
お送りいたします！

協会けんぽでは年に2回、お薬代の負担軽減が一定額以上見込まれる方に、**1か月分の自己負担額軽減可能額等をお知らせする**ジェネリック医薬品軽減額通知を送付しております。今年度も8月、2月に対象となる方へ通知を送付しますので、お手元に届いた際はジェネリック医薬品への切り替えをご検討いただき、お薬代の節約等にお役立てください。

※個人負担額や効き目等を考慮し選択いただけるものであり、ジェネリック医薬品の使用を強制するものではありません。

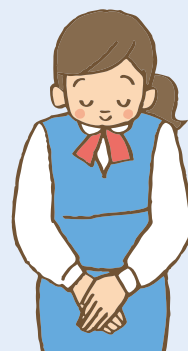
通知対象者

- 主に生活習慣病や慢性疾患などの先発医薬品を長期間服用されている方
- お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方

※すべての加入者様に通知されるものではありません。

お知らせ

平成30年8月に送付しました「平成30年度第1回ジェネリック医薬品軽減額通知」の効果額をお知らせします。全国で約27.2%の方がジェネリック医薬品に切り替え、1か月あたり約14.6億円の医療費軽減の効果がありました。



○平成30年度軽減額通知の結果（1回目）

	通知対象人数	切替人数（割合）	効果額（月）
宮 城	約7.4万人	約2.2万人（29.9%）	約3300万円
全 国	約372万人	約101万人（27.2%）	約14.6億円

約3割の方がジェネリック医薬品に切り替え、1か月あたり約14.6億円の医療費軽減となりました。

ジェネリック医薬品とは

効き目や安全性が先発医薬品と同等と厚生労働省から認められたお薬です



先発医薬品の有効成分を利用して開発しているため、**価格は5割程度、またはそれ以上安くなる場合があります**

※ジェネリック医薬品と先発医薬品の主成分は同じですが、副作用等には個人差があります。変更をご希望の場合は必ず医師または薬剤師にご相談ください。

9月下旬から
10月下旬に
送付します！

被扶養者の資格再確認業務の実施について

今年度も、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者認定状況を確認させていただきます。事業主様には、「**9月下旬から10月下旬**」にかけて順次「**被扶養者状況リスト**」を送付いたします。

被扶養者となっている方が、現在も被扶養者の条件に該当するかを確認していただき、「被扶養者状況リスト」をご提出いただきますようお願いいたします。 ※被扶養者がいない事業所様には送付されません

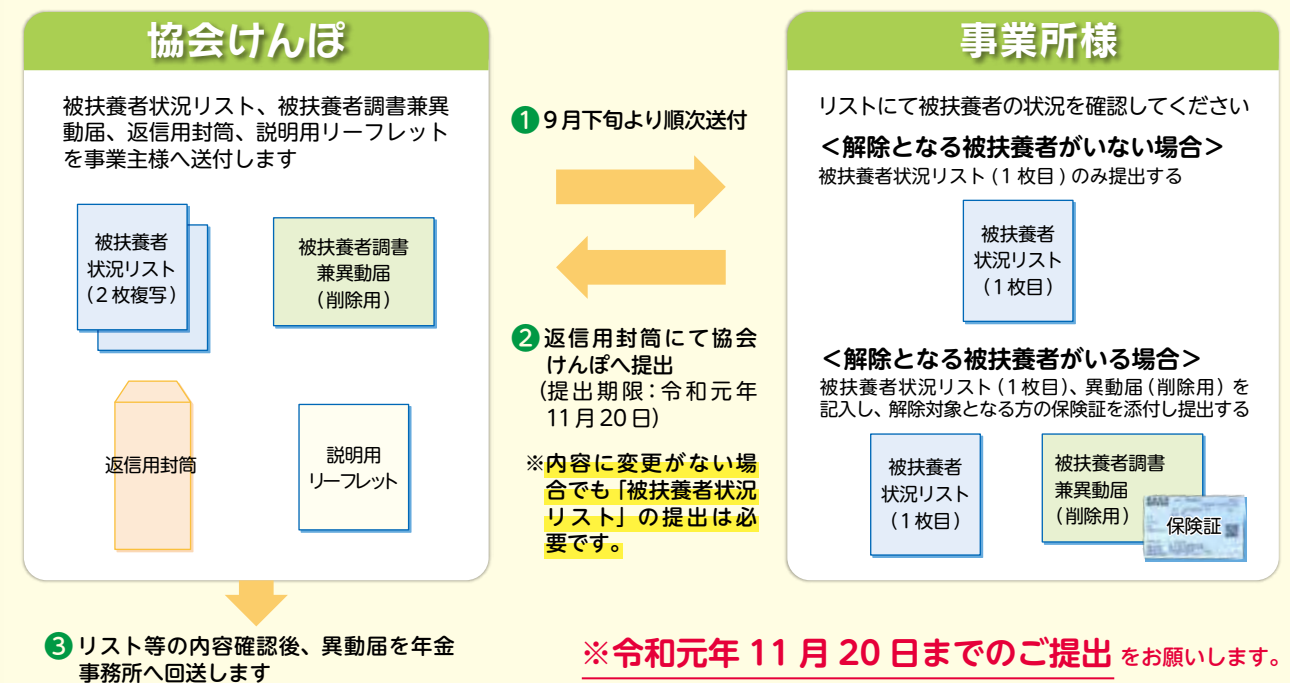
再確認の対象となる方：全ての被扶養者の方

ただし、「認定日が平成31年4月1日以降である被扶養者」を除きます。

※すべての被扶養者が上のただし書きに該当する事業所様へは、再確認の必要がないため「被扶養者状況リスト」は送付いたしません。

※例年、18歳以上の被扶養者の方を対象としておりますが、今年度は18歳未満の被扶養者の方も含めて確認を行います。

令和元年度 被扶養者資格の再確認の流れ



平成30年度
の実施結果

◎被扶養者から解除された人数 約7.1万人
◎効果額 約17.3億円 【全国】

～ご協力ありがとうございました～

※効果額とは、高齢者医療制度への負担軽減額です。皆様にご負担いただいている健康保険料は、医療費や各種給付金に充てられるほかに、高齢者医療制度への拠出金にも充てられています。この拠出金は加入者数などに応じて算出されるため、被扶養者の資格再確認を行い、加入者数を正すことは、結果として保険料の抑制に繋がります。

「被扶養者状況リスト」の提出について、今年度も皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

扶養を解除されたときは保険証の返却が必要です

～資格喪失日（扶養解除日）以降は使えません！～

保険証

被扶養者が扶養解除されたにもかかわらず、その保険証がまだ使えると思って医療機関等にかかってしまうケースが多発しています。

資格喪失後に医療機関等を受診された場合、**自己負担額を除いた医療費を被保険者ご本人様に返還していただくこととなります。**無資格での医療機関等の受診は、保険財政を圧迫し、**保険料率の上昇に影響を及ぼします。**

誤った保険証の使用を防止するために、以下の点について徹底をお願いします。

①	資格喪失日（扶養解除日）以降速やかに保険証を回収し、資格喪失届・被扶養者（異動）届に必ず保険証を添付して日本年金機構仙台広域事務センターへ提出してください。※
②	資格喪失届・被扶養者（異動）届に保険証を添付できなかった場合、事業主様の責任において回収に努めてください。後日回収した場合は、直接協会けんぽ宮城支部へご返却ください。※
③	加入者に対し、資格喪失日（扶養解除日）以降は、保険証を使用できない旨を説明してください。

※ 健康保険法施行規則第51条より

よくあるケース

ケース
1

被保険者である父が退職により資格喪失したが、遠方にいる大学生の子供が知らずに資格喪失後も使用してしまった…

事業所の対応
1

被保険者の在職中に「被扶養者分も含め、退職後は保険証を使用できない」旨をご説明いただき、ご家族の方にもお伝えいただくようにしてください。

ケース
2

就職により父の扶養からはずれたが、新しい保険証が手元にくるまで使用してしまった…

事業所の対応
2

扶養からはずれる申し出があった時に「新しい保険証がくるまでであっても扶養解除の日以後は使用できない」旨をご説明いただき、保険証を早急に回収してください。

ハミガキ剤の秘密



歯を磨くときに必ずというほどつけているハミガキ剤、どのような働きかご存知でしょうか？ 量にもよりますが数百円くらいから数千円するものまであります。

パッケージに記載されている成分を見てみましょう。例えば、清掃剤…無水ケイ酸A、香料…香料、粘度調整材…カルボキシメチルセルロース、発泡剤…ラウリル硫酸ナトリウム、安定剤…酸化チタン、保存剤…パラベン、薬用成分…フッ化ナトリウム等です。さらに良く見てみると、「効能」に治療とは書いてありませんね。ハミガキ剤は治療のための医薬品ではありません（医薬品に分類されるのも少しあります）。「むし歯と歯周病を予防」と書いてあります。むし歯が痛い、歯肉が腫れて痛いという時に、高いハミガキ剤

を使ってブラッシングしても治療することはありません。早めに歯科を受診し、適切な治療と指導を受けましょう。

さらにもうひとつ。電動歯ブラシを使用している方もいらっしゃると思います。必ず電動歯ブラシ用のハミガキ剤を使用してください。手でブラッシングを行なうよりも強烈な振動なので不適切なハミガキ剤では歯が削れてしまいます。

むし歯と歯周病は、ほぼ100%予防できる疾患です。毎日のお手入れをしっかりと。定期的に歯科でチェックしてもらうことも大切です。

一般社団法人宮城県歯科医師会
常務理事 根本充康

 **全国健康保険協会 宮城支部**
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/miyagi> 協会けんぽ宮城 検索

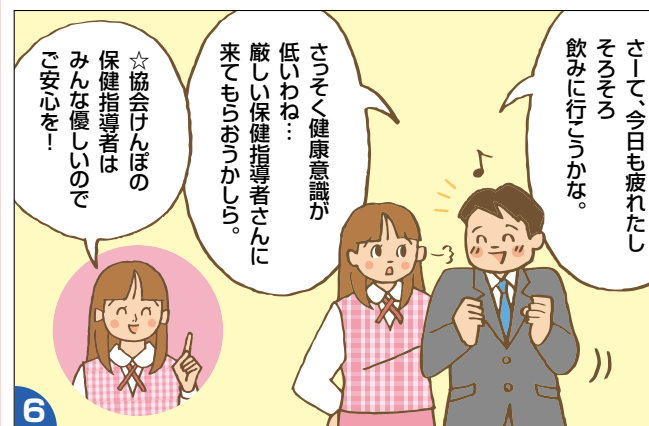
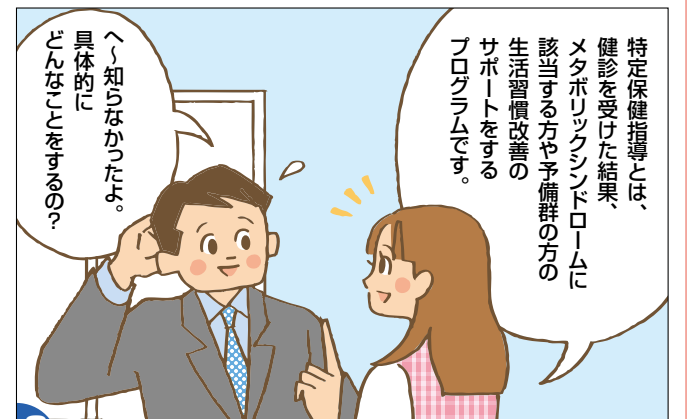
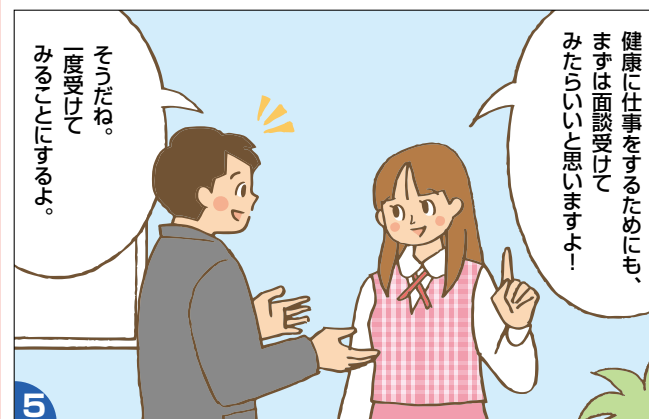
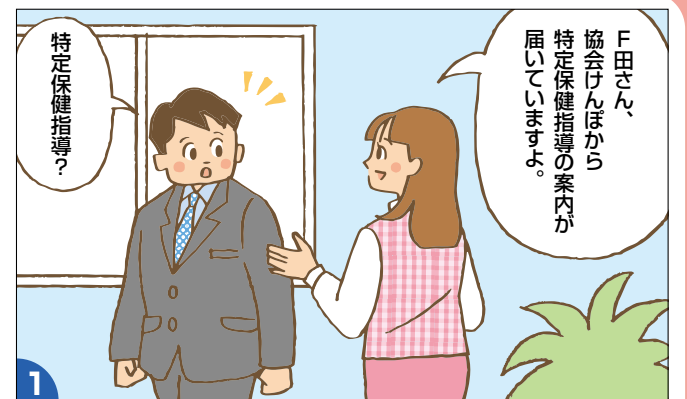
〒980-8561 仙台市青葉区国分町3-6-1
仙台パークビル8F

☎022-714-6850 (代表)
FAX022-714-6857

M美
さんの

社会保険物語

特定保健指導について
第106話



協会けんぽからのお知らせ

<特定保健指導について>

●特定保健指導とは、健診の結果、メタボリックシンドローム該当者及び予備群と判断された方へ、生活習慣改善に向けてアドバイスを行うものです。該当者は糖尿病や心臓、脳の血管の病気を発症しやすい状態にある方で、生活習慣病予防のためにもぜひご利用ください。

また、平成30年度からスタートしたインセンティブ制度により、特定保健指導を利用することが将来の保険料率の軽減につながります。費用は無料ですので、特定保健指導を受けて病気になりにくい生活習慣を身につけましょう。

問い合わせ先

全国健康保険協会宮城支部
〒980-8561
仙台市青葉区国分町3-6-1
仙台パークビル8F
TEL 022-714-6854 (保健グループ直通)
ホームページは「協会けんぽ」で検索してください。

協会けんぽ 検索

令和元年度『年金シニアライフセミナー』の開催

開催日

- 令和元年10月4日(金) ……仙台市
- 令和元年10月10日(木) ……石巻市
- 令和元年10月16日(水) ……大崎市
- 令和元年10月18日(金) ……大河原町
- 令和元年10月29日(火) ……仙台市

開催内容(各日とも同内容)

- 10:30～12:00 退職後の老齢年金及び在职老齢年金について(90分)
講師「日本年金機構年金事務所職員」
- 12:00～13:30 昼休憩
- 13:30～15:35 「ライフプランと生きがい」(125分)
講師「活性化セミナー研究所」
- 15:45～16:10 退職後の健康保険について(25分)
講師「全国健康保険協会宮城支部職員」
- 16:10～16:30 退職後の雇用保険について(20分)
講師「社会保険労務士」

開催場所

- 10月4日(金)・10月29日(火)
ホテル白萩 2階「錦の間」
仙台市青葉区錦町2-2-19 TEL 022-265-3411
- 10月10日(木)
石巻商工会議所「会議室」
石巻市中央2-9-18 TEL 0225-22-0145
- 10月16日(水)
グランド平成 3階「富士」
大崎市古川駅前大通5-3-2 TEL 0229-23-6363
- 10月18日(金)
大河原町駅前コミュニティーセンター(オーガ)「イベントホール」
大河原町大谷字町向126-4 TEL 0224-52-1110

申し込み・問い合わせ先

一般財団法人 宮城県社会保険協会

〒980-0802 仙台市青葉区二日町10-20 アルコイリス二日町4階 TEL 022-266-0411 FAX 022-266-0471

※午前だけの参加、あるいは午後だけの参加も可能です。
(申込書に記入してください。受講の際、特別な手続きはありません。配布資料は同じです。)

参加資格

- ・各事業所の退職予定者及び50歳以上の被保険者とその配偶者
- ・年金委員、健康保険委員
- ・事業所の人事厚生担当者等

参加料

会員事業所の参加者は無料(いずれもテキストは無償配付いたします。)
非会員事業所は、テキスト代等として3,000円

定員

仙台会場は 各70名 その他の会場は 各50名
※申込先着順で定員になり次第締め切りとなります。
(申し込み締め切り後、開催日10日前程度に参加者あてご案内を送付します。)

申込方法

下の「参加申込書」にご記入のうえ、FAXでお申し込みください。
(「参加申込書」は宮城県社会保険協会ホームページから印刷もできます。)

申込締切期限

定員に達する以外に、それぞれの開催日10日前に受付を締め切ります。

- 主催** 一般財団法人 宮城県社会保険協会
- 共催** 全国社会保険委員会連合会
一般社団法人 全国社会保険共済会
- 後援** 宮城県社会保険委員会連合会
宮城県年金協会

ホームページでも
ご覧いただけます

宮城県社会保険協会

検索

トイレ付きの
中・大型船で
女性も安心して
楽しめます。

第15回『社会保険ハゼ釣り大会』の開催

開催日時

- 令和元年10月6日(日)及び10月14日(月(祝))の2日間
- 受付 AM 6:50～
 - 出船 AM 7:30 着船 AM 12:00

開催場所

松島湾内

集合場所

塩竈市杉ノ入裏53-8「釣り具 晃進丸」
みずがみ漁港(釜の淵港)

参加資格

一般財団法人宮城県社会保険協会の会費納付会員事業所に勤務している方及びその家族(中学生以上に限る)
(1グループ5名まで)

※会員事業所の方々のための釣り大会です。会員事業所以外の方は申し込みません。

参加料

1名 ¥1,000

申し込み・問い合わせ先

一般財団法人 宮城県社会保険協会

〒980-0802 仙台市青葉区二日町10-20 アルコイリス二日町4階 TEL 022-266-0411 FAX 022-266-0471

ホームページでも
ご覧いただけます

宮城県社会保険協会

検索

第15回『社会保険ハゼ釣り大会』参加申込書

一般財団法人 宮城県社会保険協会会長 あて **【FAX 022-266-0471】**

参加申込
代表者名

携帯電話() -
(※中止等緊急連絡をする場合に必要ですのご記入願います。)

住 所

(参加案内等を送付するための住所をご記入願います。)

事業所名

TEL () -
FAX () -

参加希望日(希望する日に○をつけてください)		当選通知の送付希望(該当に○をつけてください)	
①10月6日(日)	②10月14日(月(祝))	ア 上記FAX番号宛で構わない	イ 上記住所に郵送希望

事業所記号 記載例:「仙東いろは」、「45イロハ」等 ※事業所名	参加者氏名	生年月日 (保険加入の必要があります)	性 別
			男・女
			男・女
			男・女
			男・女

記入スペースが不足する場合は別紙等に記入してください。

※複数の会社の人達がグループで申し込む場合は、「申込者それぞれの事業所名」を記入してください。

※会員事業所以外の方は申し込みません。 ※後期高齢者の方は事業所名を必ず記入してください。

※この申込書に記入いただきました個人情報は厳正に管理するとともに、本事業の運営及びそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

令和元年度『年金シニアライフセミナー』参加申込書

一般財団法人 宮城県社会保険協会会長 あて **【FAX 022-266-0471】**

事業所記号

記載例:「仙東いろは」、「45イロハ」等

TEL () -

事業所名

FAX () -

参加者氏名	性別	年齢	参加希望日	参加希望時間	開催案内送付用住所 (受付後、開催のご案内を送付いたします。)	該当に○を
			該当に○を			
	男・女		①1.10. 4 (仙台) ②1.10.10 (石巻) ③1.10.16 (大崎) ④1.10.18 (大河原) ⑤1.10.29 (仙台)	①午前のみ ②午後のみ ③両方	〒 -	1. 年金委員 2. 被保険者 3. 配偶者 4. 上記以外
	男・女		①1.10. 4 (仙台) ②1.10.10 (石巻) ③1.10.16 (大崎) ④1.10.18 (大河原) ⑤1.10.29 (仙台)	①午前のみ ②午後のみ ③両方	〒 -	1. 年金委員 2. 被保険者 3. 配偶者 4. 上記以外
	男・女		①1.10. 4 (仙台) ②1.10.10 (石巻) ③1.10.16 (大崎) ④1.10.18 (大河原) ⑤1.10.29 (仙台)	①午前のみ ②午後のみ ③両方	〒 -	1. 年金委員 2. 被保険者 3. 配偶者 4. 上記以外

※この申込書に記入いただきました個人情報は厳正に管理するとともに、本事業の運営及びそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

秋のハイキング

「申込方法」とお問い合わせ

「宮交観光サービス（下記電話番号）」へ直接お申し込みください。☎022-298-7762

お申し込み時に地区名をお知らせください。後日、振込用紙が送付されますので、参加料を金融機関にてお振込みください。

※振込手数料は参加者負担となります。

石巻地区

「平清水焼手びねり体験～天童リンゴ狩り」

と き 令和元年 10月20日（日）
集合場所 石巻駅前
集合時間 午前8時00分
参加料 大人…3,500円、小学生以下…2,500円
募集人員 45名（1グループ4名まで）
携行品 雨具等

古川地区

「最上川舟下り～羽黒山神社五重塔拝観」

と き 令和元年 11月10日（日）
集合場所 くりこま高原駅、古川駅
集合時間 くりこま高原駅 午前7時20分
 古川駅 午前8時00分
参加料 大人…3,500円、小学生以下…2,500円
募集人員 45名（1グループ4名まで）
携行品 石段を登りやすい恰好、雨具等

仙台東・仙台南・仙台北3地区合同

「加茂水族館～あつみ温泉」

と き 令和元年 10月27日（日）
集合場所 仙台駅東口
集合時間 午前7時30分
参加料 大人…3,500円、小学生以下…2,500円
募集人員 45名（1グループ4名まで）
携行品 雨具、入浴用タオル等

気仙沼地区

「昭和の学校～志戸平温泉」

と き 令和元年 10月6日（日）
集合場所 気仙沼エースポート前
集合時間 午前8時00分
参加料 大人…3,500円、小学生以下…2,500円
募集人員 45名（1グループ4名まで）
携行品 雨具、入浴用タオル等

大河原地区

「三春駒絵付け体験～母畑温泉」

と き 令和元年 10月13日（日）
集合場所 大河原駅前
集合時間 午前8時30分
参加料 大人…3,500円、小学生以下…2,500円
募集人員 45名（1グループ4名まで）
携行品 雨具、入浴用タオル等

社会保険協会費納入の御礼

平成31年度（令和元年度）の協会費を
納入いただきまして、ありがとうございました。

「平成31年度（令和元年度）社会保険協会費ご協力のお願い」につきまして、ご理解とご協力を賜り、早速納入いただきまして、誠にありがとうございました。

当協会では、会員の皆様のご協力のもと、健康保険・年金制度の普及・広報事業や健康と福利増進のための事業に今後とも取り組んでまいりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

まだ、納入がお済みでない場合は、事業を円滑に運営していくためにも早期の納入に、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、会費納入に当たっての「払込取扱票」が、紛失等によりお手元がない場合には、当協会（022-266-0411）までご連絡くださいますようお願いいたします。



「会員事業所変更届」提出のお願い

事業所名称や住所、または事業所記号などが変更となった場合は、年金事務所に手続きをしていただくとともに、**お手数ですが当協会にもご連絡くださいますようお願いいたします。**

（※申し訳ございませんが、年金機構へ変更のお届けをされても、年金機構における情報保護のため当協会に自動的に情報提供されることになっておりませんのでお願いいたします。）

住所・名称等に変更があった場合に提出をお願いしております「会員事業所変更届」用紙が、お手元がない場合、下記の様式にご記入のうえFAXによる提出もお受けいたしますので、変更があった場合にはご連絡をお願いいたします。

会 員 事 業 所 変 更 届

変更前（下欄全項目記入願います。）			変更後（変更事項のみ記入願います。）		
事業所記号	番 号	被保険者数	事業所記号	番 号	被保険者数
		人			人
フリガナ					
事業所名					
所在地	〒 -			〒 -	
電話番号	- -			- -	

お知らせ

全社連と連携しての施設優待事業における「かんぽの宿」のうち、下記の宿の営業が2019年12月20日（金）のチェックアウトをもって終了する予定となりました。

「かんぽの宿 郡山」、「かんぽの宿 磯部」、「かんぽの宿 勝浦」、「かんぽの宿 箱根」、
 「かんぽの宿 諏訪」、「かんぽの宿 岐阜羽島」、「かんぽの宿 富山」、「かんぽの宿 浜名湖三日月」、
 「かんぽの宿 湯田」、「かんぽの宿 徳島」、「かんぽの宿 別府」、
 「かんぽの宿 日南」

お問い合わせ

一般財団法人 宮城県社会保険協会

〒980-0802 仙台市青葉区二日町10-20 アルコイリス二日町4階

TEL 022-266-0411 FAX 022-266-0471

宮城県社会保険協会

検索

電話による年金相談は以下の相談先へ

年金事務所の電話は大変混み合っております

ねんきんダイヤル



0570-05-1165 (ナビダイヤル)

※050(一部)の電話からおかけになる場合は03-6700-1165

受付時間 ●月～金曜日 8:30～17:15 ただし月曜日(休日明けの初日)は19:00まで受付時間を延長
●第2土曜日 9:30～16:00

(なお、祝日はご利用いただけません。)

※お電話いただく際には、基礎年金番号又は年金証書番号をお知らせください。

ねんきんダイヤル(ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号)



0570-058-555 (ナビダイヤル)

※050(一部)の電話からおかけになる場合は03-6700-1144

受付時間 ●月～金曜日 8:30～17:15 ただし月曜日(休日明けの初日)は19:00まで受付時間を延長
●第2土曜日 9:30～16:00

(なお、祝日はご利用いただけません。)

※このダイヤルでは「ねんきん特別便」「厚生年金加入記録のお知らせ」に関するお問い合わせについてもお受けいたします。

ご利用にあたってご留意いただきたいこと

- ・ナビダイヤルは、一般固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- ・「03-6700-1165」「03-6700-1144」の電話番号からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

街角の年金相談センター仙台

厚生年金保険・国民年金の受給に関するご相談、手続きは年金事務所のほか、年金相談センターでも行うことができます。

◎電話によるご相談は「ねんきんダイヤル」にお問い合わせください

相談時間 ●月～金曜日 8:30～17:15
ただし月曜日(休日明けの初日)は19:00まで受付時間を延長
●第2土曜日 9:30～16:00
(なお、祝日はご利用いただけません。)

右記カレンダーもご覧ください

街角の年金相談センター仙台

〒980-0803

仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル2階

※全国社会保険労務士会連合会が受託運営しています

街角の年金相談センター仙台 (仙台パークビル2F)



年金相談の受付時間と週末相談(予定)

9月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

10月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

◆受付時間

平日(月～金)
午前8時30分～午後5時15分

◆年金相談の「時間延長」と「週末相談」

時間延長(週の初日)
午後5時15分～午後7時

週末相談(第2土曜日)
午前9時30分～午後4時

変更されている場合もありますので、ホームページなどでご確認のうえご利用ください。

日本年金機構

検索

全国の相談・予約窓口

検索

9月・10月の出張相談所開設のご案内

1. 常設

会場	開設日	開設時間	予約受付先
気仙沼出張相談所 (NTT気仙沼ビル1F) (予約制)	土日および祝日以外の平日	8:30～17:15	石巻年金事務所 0225-22-5118

2. 臨時開設

会場	開設日	開設時間	予約受付先
南三陸町役場 (予約制)	9月11日(水)	10:00～12:00 13:00～15:30	石巻年金事務所 0225-22-5118
登米市南方総合支所 (予約制)	9月26日(木)	9:30～12:00	古川年金事務所 0229-23-1204
	10月24日(木)	13:00～15:30	

・予約制を実施している会場については、お電話で事前に相談日をご予約ください。

・ご予約は、相談日の1カ月前から受付いたします。

※相談にお越しの際には、年金証書、振込通知書、年金手帳や被保険者証といった、本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。

※本人以外の方が相談される場合には、本人からの委任状とお越しになる方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)及び印鑑が必要となります。

年金の予約相談を 実施しています。

日本年金機構では、業務の迅速化に努めておりますが、受付状況によっては窓口が混雑する場合がございます。年金のご相談の際には、事前にご予約のうえ、年金事務所へおいでいただくとスムーズに相談できます。

予約相談は全国どここの年金事務所でも実施しています。

なお、予約相談希望日の1か月前から受付しています。

予約の申し込みは「予約受付専用電話」へ

0570-05-4890